

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

遺言代用信託

Q : 信託法が改正され、遺言代用信託というものが明文化されたそうですが、どんなものなのですか？

A : 次のような信託です。

【解説】

遺言代用信託とは、委託者の死亡を始期として信託から給付を受ける受益者(死亡後受益者)について、次の定めのある信託契約をいい、死亡後受益者は、信託契約に別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利及び義務が発生しないものとされています。

- ① 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託
- ② 委託者の死亡の時に以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託

特徴は、次のとおりです。

- ① 委託者は、死亡後受益者の変更権を留保する旨が契約において明確にされていなくても、死亡後受益者を変更することが認められる
- ② 委託者は、死亡後受益者の同意を得ることなく、いつでも受益者との合意によって信託を終了させたり、受益者その他の契約条項を変更したりすることができる

